

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン(改訂版 Ver.4)

※令和2年11月6日付け高教第638号スポ保第782号で通知のガイドラインにおける加筆修正箇所は赤字となっております。

I 基本的な考え方

部活動については、当面の間、「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」に基づく感染症対策を講じながら、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」に則った活動とすることとしている。

現在、全国的に新型コロナウイルスの感染が再度拡大していること、県内においても感染が断続的に確認されていること等を踏まえ、県では、令和2年12月11日に開催された「県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部本部員会議」において、「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕」がレベル4（【特別警戒】感染が拡大傾向にある状態）に引き上げられた。（以下「県〔注意・警戒レベル〕●」という）学校については、家庭内感染等により学校関係者の感染が確認されているものの、校内における感染の拡大は見られず、各学校の感染防止対策が功を奏している状況にあると言えるが、県全体の感染拡大状況に鑑み、県民が一丸となって感染防止対策に取り組む必要がある。

これら本県における感染状況や、改訂された政府の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.12.3Ver.5）」等を踏まえ、本ガイドラインを改訂する。

なお、改めて、感染リスクが高まる3つの条件（密閉・密集・密接）を避けるとともに、「新しい生活様式」を取り入れた部活動について、気を緩めることなく実施していくことを求めている。

また、以下に示す「基本的な対策」等は、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員及び安全管理担当教員においても着実な取組みを行うことが必要である。

※以下に示すのは、本県が「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕1から4」に区分される場合の対応方法となる。

なお、**県〔注意・警戒レベル〕が5となった場合、〔注意・警戒レベル〕4に区分されている期間中に自治体首長から期間または地域を限定して対策を強化する要請等があった場合**に追加的に講じるべき対応方法は、その旨を明示して記載している。

Ⅱ 基本的な対策

1 活動日、活動時間及び可能となる主な活動内容について

- (1) 活動日、活動時間及び可能となる主な活動内容については、本ガイドラインに基づく感染症対策を踏まえた上で本県の運動部活動及び文化部活動の方針に則った活動とすること。

▼県〔注意・警戒レベル〕4(自治体の首長から要請等があった場合に限る)以上の場合
・人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める練習に
するなど、内容を工夫すること。
・県〔注意・警戒レベル〕5の場合は、県内及び所在地域等の感染状況によっ
ては活動の中止も検討すること。

- (2) 生徒の体調等を踏まえ、ケガ・熱中症予防に十分留意すること。
- (3) 他校との交流や宿泊を伴う活動については、本ガイドライン等に基づいた感染
防止対策を徹底した上で実施しても良いこととするが、感染が拡大している地
域との交流(県外に遠征する場合及び県外から招く場合)については、可能な限
り控えること。

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合
・県内・県外交流、校内・校外の合宿等宿泊を伴う活動は原則控えること。
▼県〔注意・警戒レベル〕4(自治体の首長から要請等があった場合に限る)の場合
・県内を含め感染が拡大している地域との交流については原則控えること。
※上記2つの県〔注意・警戒レベル〕の際における大会等への参加につい
ては、主催団体と連携し学校として責任をもって適切に判断すること。

- (4) 本県や近県等の状況によって内容を変更する際は別途通知するものとする。

2 校長及び部活動運営委員会(仮称)が対応すべき内容

- (1) 校長は、部活動を実施させる場合には、上記「基本的な考え方」を踏まえ、通常
の部活動とは異なる活動であることを顧問、生徒及び保護者に認識させるこ
と。
- (2) 校長は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえたうえで、定期的な活動計画
の確認及び活動内容の把握を行い、生徒の安全な活動の確保や教員の負担が過
度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこと。
- (3) 校長は、生徒の部活動への参加について、生徒本人と保護者に対し、感染症対
策をしっかりと講じていることを説明したうえで、生徒及び保護者の意向を尊
重し参加を強制することのないように顧問に指導すること。

(4) 校長は、部活動における感染症対策として、部活動運営委員会（仮称）（以下、「委員会」と言う。）を開催し、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、以下に示すクラスター発生の3条件を避けるための対策を講じること。

- ① 密閉空間にしないための換気の徹底。
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらない。
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。

(5) 委員会は、屋内の部活動で活動場所に多くの生徒ができるだけ集まらないようにする等、3密を避けるように活動場所の割り当てを行うこと。

(6) 校長は、今後、学校において臨時休業を行う場合には、**状況に応じて部活動の実施を検討**すること。

3 顧問が対応すべき内容

(1) 顧問は、部活動**について**、活動計画を立て校長に提出すること。

(2) 顧問は、生徒の怪我防止及び熱中症予防には十分留意して活動を行うこと。

(3) 電車やバス等を利用して活動場所等に移動する必要がある場合には、生徒に対し、「マスクの着用」や「身体的距離の確保」等、基本的な感染症対策を徹底させるとともに、可能な限り3密を避けるよう指導すること。

4 感染防止対策

学校が運動及び文化活動を実施するにあたっては、別紙4の「部活動実施に向けた学校における点検チェックリスト」を活用して、活動前、活動中、活動後の体制を整えて活動するものとする。

Ⅲ 実施するにあたっての留意点

1 活動の内容

(1) 運動部について

- ① 運動種目に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けさせること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- ② 小グループで活動させるとともに、屋内に多くの生徒が集まらないようにし、大声を出したり向かい合っでの発声をしたりしないように指導すること。

- ③ 対人競技（柔道、剣道、相撲等）においては、各競技団体が示している指針等に則り、段階的に練習を行うこと。（示されていない競技は全日本柔道連盟の指針等を参考にすること）

▼県〔注意・警戒レベル〕4(自治体の首長から要請等があった場合に限る)以上の場合
・県内及び所在地域等の感染状況に応じ、人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める練習にするなど、内容を工夫すること。
・県〔注意・警戒レベル〕5の場合、県内及び所在地域等の感染状況によっては、活動の中止も検討すること。

- ④ チームスポーツにおいては、人が密集したり接触したりする機会が少なくなるような練習内容にする等、内容を工夫すること。

▼県〔注意・警戒レベル〕4(自治体の首長から要請等があった場合に限る)以上の場合
・県内及び所在地域等の感染状況に応じ、人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める練習にするなど、内容を工夫すること。
・県〔注意・警戒レベル〕5の場合、県内及び所在地域等の感染状況によっては、活動の中止も検討すること。

※生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い活動を行う場合は、感染者の発生により濃厚接触者と特定される可能性があることから特に留意すること。

- ⑤ 各中央競技団体が活動の指針等を示している場合は、その指針等に則って活動すること。（別紙2に各競技団体の URL を記載）各中央競技団体で活動の指針等を示していない競技については、特性が類似する競技を参考とする等、感染症拡大防止の観点で工夫すること。

※スポーツ庁が各競技団体へ指針等の作成を依頼しておりますので、各競技団体のHPを確認すること。

- ⑥ やむを得ず使い回す道具を使用させる場合には使用前後の消毒を行うとともに、生徒にこまめな手洗いを行わせること。
- ⑦ 仲間同士のハイタッチや抱擁等は控えること。
- ⑧ ビブス等の洗濯が必要なものは活動後、当番等が洗濯するのではなく、各自で洗濯すること。
- ⑨ 用具や機器の操作は、可能な限り担当する人を限定すること（マネージャーのみが操作する等）。
- ⑩ パス練習・キャッチボールはお互いに適度な距離を確保して行うこと。
- ⑪ ペアを組む競技（ダブルスのある競技、カヌー、ボート等）については、ペアで行う練習時間を必要最小限にとどめる等工夫すること。

- ⑫ 補強トレーニング・ウェイトトレーニングで使用する機器は、使用者が代わる度、消毒液等で消毒すること。

※各競技団体が示す指針と本通知の留意点等に齟齬が生じている場合は、本県で示している内容を重視して実施すること。

(2) 文化部について

- ① 演奏や合唱、演劇等の練習で、発声したり、息を強く吐き出したり吸ったりする活動を行う場合は、可能な場合は屋外で行うこととし、室内で行う場合は、向かい合っただけの活動は避け、少人数で、換気を行いながら、声や呼気が外に出ていくように練習する等、工夫したりして活動させること。
- ② 演奏や合唱、演劇等の練習において、生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者等と生徒の間隔、発表者と聴いている生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2 m（最低1 m）空けること。
- ③ 立っている生徒の飛沫が座っている生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている生徒と座っている生徒が混在しないようにすること。
- ④ 連続した練習時間はできる限り短くすること。飛沫感染等に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。

※令和2年12月10日付け2文科初第1344号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」を参照のこと。

- ⑤ その他の文化部の活動においても、小グループで、3密を防いでの活動となるよう工夫すること。
- ⑥ 道具を共有する場合には、使用前後の消毒及びこまめな手洗いをさせること。
- ⑦ 各中央文化団体が活動の指針等を示している場合には、その指針に則って活動すること。
- ⑧ 別添3「各文化部の特性に応じた留意事項について」（11月6日版）を参照の上、活動すること。

※各文化・芸術団体が示す指針と本通知の留意点等に齟齬が生じている場合は、本県で示している内容を重視して実施すること。

(3) 他校との交流・合宿等の実施について

- ① 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ② **感染が拡大している地域**との交流(県外に遠征する場合及び県外から招く場合)については、できる限り控えること。

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合

・県内・県外交流、校内・校外の合宿等宿泊を伴う活動は原則控えること。

▼県〔注意・警戒レベル〕4(自治体の首長から要請等があった場合に限る)の場合

・県内を含め**感染が拡大している地域との交流については原則控えること。**

※上記2つの県〔注意・警戒レベル〕の際における大会等への参加については、主催団体と連携し学校として責任をもって適切に判断すること。

- ③ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教員のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ④ 他校と交流する際には、交流先の学校の生徒等の健康状況についても情報交換を行い、交流する学校間で風邪症状や発熱の症状が見受けられる生徒や職員がいると分かった場合には、すぐに交流を中止するなど、早めの対応を行うこと。
- ⑤ 県外等と交流する場合やその他の活動の可否について判断に迷う場合等は、県教育委員会担当まで相談すること。
(運動部活動：スポーツ保健課、文化部活動：高校教育課)
- ⑥ 交流中に生徒が体調不良となったり発熱したりするなど、感染が疑われる場合の対応について、下記のとおり対応ができるようにすること。

発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮にすぐに症状がおさまったとしても、主要症状(発熱や咳など)が消退した後2日を経過するまで、個室等に確保し、集団活動には参加しないこととする。また、体調不良者が同時に複数名以上(例えば3名以上)発生した場合には、学校医又は医療機関に相談する。

遠征先の場合は、学校医又は医療機関と相談のうえ、当該生徒の保護者に迎えに来ていただくなど、適切に対応すること。

- ⑦ 各中央競技(文化)団体から大会開催の指針等が示されている場合は、その指針に則って交流すること。

- ⑧ 各中央競技（文化）団体から大会開催の指針等が示されていない場合は、「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（R2.11.12 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（R2.10.2 改訂 公益財団法人日本スポーツ協会）、「イベント等の開催に関する基本方針」（R2.11.25 山形県）を参考とすること。

※「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（R2.11.12 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201112.pdf

※スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（R2.10.2 改訂 公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jsपो/guideline3.pdf>

※イベント等の開催に関する基本方針（R2.11.25 山形県）

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/128/event021125.pdf>

- ⑨ 交流に関して、開始式等はできる限り簡略化したり一礼のみとしたりする等、参加者全員が密集する機会を避けること。
- ⑩ 交流中は、なるべく発声を避けたり、密集(例えばタイムアウト中の作戦指示や終了後のミーティング等)をできるだけ避けたりする等、距離を確保したりすること。※例えばゴール型の競技において、ゲーム中に密集を避けるようにするという意味ではない。
- ⑪ 交流で使用する物品（フラッグ、笛、得点板、モップ等）はこまめに消毒すること。特に笛等は、口で吹くタイプではなく、電子ホイッスルにしてこまめに消毒する等、工夫して使用すること。
- ⑫ 交流中に共有しなくてはならない物（ボール等）を触れた手で目、鼻等に触ったりしないよう、汗を拭く場合は各自のタオルを使用させたり、こまめな手洗いを行わせたりする等、感染防止を徹底すること。
- ⑬ 交流中は、仲間同士のハイタッチ等は避け、腕や肘で行う等工夫すること。

2 感染防止対策

（1）マスクの着用について

- ① 顧問はマスクを着用すること。

※顧問が実技の模範例を示すために動くときに息苦しさをを感じる場合には外すことも可。ただし、特に説明をする時にはマスクを着用すること。

- ② 生徒は、運動を行う場合、十分な間隔をとったうえでマスクを外して活動してもよいこととする。ただし、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。また、運動の前後、特に会話をしたり、話を聞いたりする場合には必ずマスクを着用させること。
- ※「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について」（R2.5.21 スポーツ庁）には「マスクを外す場合は2m以上確保、マスクを着用する場合は1～2m以上確保」との記載がある。
- ③ フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意すること。マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドを活用する場合には身体的距離をとりながら活動すること。
- ④ 文化部の活動（合唱や演劇等も含む）の際は、原則として生徒にマスクを着用させること。
- ⑤ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、上記①～③によらず、十分な間隔をとったうえで、マスクを外して活動すること。

（２）顧問の対応について

- ① 顧問は、活動前に自分の体調を確認すること。発熱（37.5℃以上）や風邪症状のあるときは指導しないこと。
- ② 顧問は、参加生徒に対し（３）に示す内容を指導するとともに活動前・活動中・活動後の健康観察を徹底すること。
- ③ 顧問は、活動全体の管理運営を適切に行うこと。
- ④ 顧問は、生徒の参加状況を把握すること。
- ⑤ 顧問はマスクを着用し、活動内容を紙面で配布する等、指導方法を工夫すること。
- ⑥ 健康診断を現段階で実施できていない場合、家庭との連携（健康調査票等を活用）や前年度の健康診断結果（新入生の場合は前学校からの健康に関する引継ぎ事項）、等に留意し、活動前・中・後の児童生徒の健康観察を徹底したうえで、体力的に無理のない活動となるよう配慮すること。なお、心配される生徒については、かかりつけ医または学校医の診断の後に実施すること。
- ⑦ 顧問は、活動終了後は速やかに帰宅させる等、集団でいる時間を短くすること。
- ⑧ 顧問は、生徒の部活動終了後、退校確認等を行うこと。

(3) 生徒個人の対応について

- ① 活動前に体調を確認すること。発熱(37.5℃以上)や風邪症状のある者は参加しないこと。
- ② 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口等を手で触れるのを避ける等の基本的な感染症予防対策を徹底すること。
- ③ 活動中に体調に異変を感じたら直ぐに活動を中止し顧問に知らせること。
- ④ 活動後であっても体調に異変を感じたら顧問に知らせること。
- ⑤ 活動後は速やかに後片付けをして下校すること。
- ⑥ 飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ・タオル等の共用はしないこと

(4) 活動場所について

- ① 屋内での活動については、使用時間及び会場の割り当てを工夫し、多くの生徒が集まらないようにする等、3密を避けるようにすること。換気については、特に注意して行い、常にドアを広く開け、窓を多少開けておく等、密閉した空間を作らないようにすること。

**▼県〔注意・警戒レベル〕4(自治体の首長から要請等があった場合に限る)以上の場合
の際の活動場所における活動人数の目安(県内及び所在地域等の感染状況に応じ検討すること)**

体育館：バスケットボールコート2面)40人以下

屋内プール(25m)：20人以下

柔・剣道場：コート1面 7人以下

グラウンド：50人以下

テニスコート：コート1面 6人以下

屋外プール(25m)：20人以下

上記を目安とするが、活動時に密集しないよう、練習内容を工夫すること。

冬期間の換気については、機械換気(換気扇等)により常時換気しておくこと。
機械換気が設置されていない場合は、室内の対角の窓等を2カ所少し(10cm～20cm程度を目安)開け、空気の流れを作ること。

常時換気が難しい場合は、**こまめに(30分に1回以上、少なくとも休み時間ごと)数分間程度、窓を全開にして換気**すること。

寒さや降雪等により窓が開けられない状態の時は、扇風機やサーキュレーター等で、室内の空気を循環させて空気のよどみを作らないようにしたり、2段階換気（使用していない部屋や廊下の窓を開けて外気を取り込み、徐々に使用している室内の空気と使用していない部屋等の空気を交換する換気方法）を行ったりすること。

室内で活動の際は、換気を行いながら、可能な限り湿度 40%以上を目安とした加湿を行うこと。

なお、換気を行うことで室温低下による健康被害が生じないように、活動中の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

※「来年2月末までの催物の開催制限等について」（令和2年11月17日 スポーツ庁）及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.12.3Ver.5）」による

- ② 活動場所が学校外の施設の場合は、クラスター発生の3条件を踏まえ校長が実施の判断をすること。
- ③ 消毒液の設置及び積極的な活用、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ等）の消毒等定期的（1日1回以上）に担当者を決めて実施すること。
- ④ 換気の悪い会場の場合は、別の場所や屋外に移動する等の対策を講じること。
- ⑤ プールにおいては、プール内やプールサイド等で密な状態（いわゆる芋洗い状態）とならないことや、特に更衣室等での密を避けるよう指導すること。

（5）更衣室・部室について

- ① 更衣室や部室は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ② 部室は、原則として各部活動で所持している物品等や活動する生徒の荷物置き場として使用し、多くの部員が部室の中にあることのないようにすること。
- ③ やむを得ず、更衣室や部室を使用する場合は、換気扇を常時稼働させておいたり、換気用の小窓を開けたりする等、換気を徹底すること。
- ④ 更衣室の利用は、着替え等の必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用にする等3密を避けること。
- ⑤ 更衣室については、密を避けるための工夫として、複数の場所を用意する等が考えられる。
- ⑥ 更衣室や部室内で複数の生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

(6) 活動場所付近の洗面所（トイレ）や手洗い場等について

- ① 洗面所等は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ② トイレ内の複数の生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）についてはこまめに消毒すること。
- ③ 洋式トイレの場合は蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ④ 手洗い場等には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ⑤ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑥ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。布タオルを共用することは避けること。

(7) 合宿や止宿等の集団生活について

- ① 学校は、合宿等への参加及び止宿する生徒に対して「新しい生活様式」の実践を指導すること。
- ② 学校は、管理する寮や合宿所等（生徒が数日間、宿泊を伴いながら活動するための施設を指し、同窓会館やセミナーハウスなども含む）について、食堂・風呂等の共用スペース及び居室等の換気・消毒・利用人数・利用時間の制限等の感染症対策を徹底すること。

◆具体的な感染症対策

- 居室における感染症対策
 - ・居室は定期的に窓を開けて換気を行う。
 - ・居室を2人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避ける。
 - ・自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用する。
- 共用スペースにおける感染対策の基本的な考え方
 - ・飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用する。
 - ・換気をこまめに行う。窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作る。
 - ・施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにする。

- ・地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況などに応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討する。
- 食堂における感染対策
 - ・食堂の使用前後に手洗いをを行う。
 - ・食卓は座席の間隔をあける。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的にわかるようにすることが望ましい。
 - ・向かい合って着席しないように座席を配置する。
 - ・大声での会話を控えるように指導する。
 - ・ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、以下の点に留意する。
 - ✓ 料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うこと
 - ✓ マスクを着用すること
 - ✓ 料理のそばでは会話を控えること
 - ・食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒する。
- 浴室における感染対策
 - ・脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意する。
 - ・浴槽の使用にリスクはないため、使用自体を制限する必要はない。
 - ・浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒する。
- トイレにおける感染対策
 - ・使用後は必ず流水・石けんでの手洗いをを行い、手を拭くタオルは共用としない。個人のタオルや、ペーパータオルを使用する。
 - ・定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒する。
- 共用設備等における感染対策
 - ・その他の共用設備(給水機、自動販売機など)や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な(1日数回)消毒を行うようにする。この場合、生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫が考えられる。
 - ・清掃を生徒等が行う場合は、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにする。

● その他の平時の対策

- ・管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管する。
- ・発熱や体調不良があるものは居室内（可能なら個室）に隔離し、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、下記⑦「◆具体的な対応」に示す対応を行う。
- ・発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮にすぐに症状がおさまったとしても、主要症状（発熱や咳など）が消退した後2日を経過するまで、個室等に確保し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととする。また、体調不良者が同時に複数名以上（例えば3名以上）発生した場合には、学校医又は医療機関に相談する。
- ・手指衛生は石けんと流水での手洗いを基本とし、手洗いが困難な場合は、アルコール70%以上（入手困難な場合は60%以上）を使用する。
- ・物品の消毒は、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等と連携することも重要である。
- ・リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行う。

③ 合宿に関して、自校関係者以外の参加者がいた場合であっても、本ガイドラインと同様の対応を行えるよう、各参加者の所属責任者と連携を図っておくこと。

④ 学校外の施設を利用して合宿を行う場合は、学校が管理する合宿所等と可能な限り同等の感染症対策を講じたうえで利用すること。

⑤ 合宿等には、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（6月3日公表、9月1日第3版）等も参考にすること。

https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_domesticsschoolexcursionguide.pdf

⑥ 部活動単位等で止宿先（民間の寮やアパート等を指す）を指定して生徒が集団生活をしている場合、学校はその状況を正確に把握するとともに、保護者及び止宿先等の施設責任者と連携し、感染症対策の徹底を図るよう協力を依頼すること。

- ⑦ 学校は、合宿中または止宿先等に滞在している生徒が体調不良となったり発熱したりするなど、感染が疑われる場合の対応について、合宿中においては、下記のとおりに対応とし、止宿生については、保護者及び止宿先等の施設責任者と連携し、適切に対応できるように指導すること。

◆具体的な対応

- ・疑い例^{注1}が合宿中または止宿先等内で発生した場合、上記②「具体的な対応 ●その他の平時の対応」に加え、以下の対応を行う。

注1:発熱や体調不良があり、さらに当該生徒等に新型コロナウイルス感染症の感染機会があったと想定されるもの(「疑い例」という。)であり、例えば、以下のような場合が考えられる。流行地がどこか、また居住地での発生状況について判断が困難な場合は、学校医や保健所に相談すること。

- ✓ 直近2週間以内に新型コロナウイルス感染症の流行地での行動歴や、新型コロナウイルス感染症と確定された者または疑われた者との接触歴がある。
- ✓ 居住地(寮等の所在地を含む)において新型コロナウイルス感染症の市中感染により、多くの患者が報告されている状況にある。

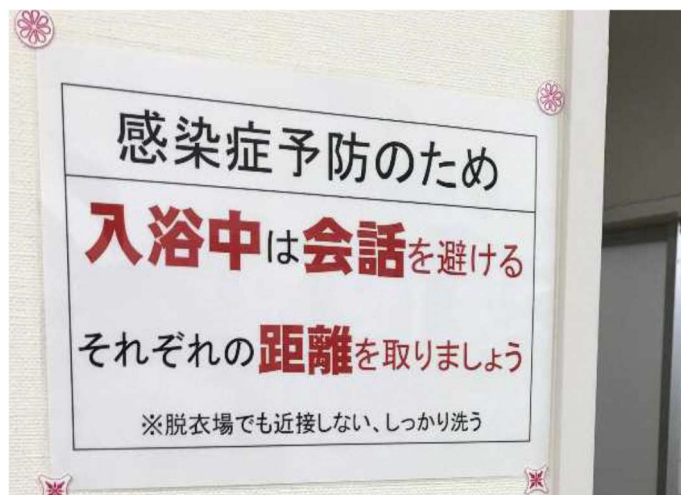
- ・濃厚接触者を減らす目的で、個室に隔離を行う。
- ・個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努める。1m以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導する。
- ・疑い例はできる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合はほかの居住者と使用時間をさけ、疑い例の使用前後に当該物品の消毒を行う。

- ⑧ 学校は、合宿中または止宿先に滞在している生徒に感染者が発生した場合は、「学校における新型コロナウイルス感染症発生時の対応(更新版)の改訂について」(令和2年7月13日付けスポ保第423号)に基づいて対応するとともに、当該地域の保健所の指示を踏まえ、保護者及び止宿先等の施設責任者と連携し、その後の対応を指導すること。

(参考)



食堂のテーブル(パーティション設置)



入浴時の注意喚起



食事の注意喚起



脱衣所(奥にサーキュレーター)